

同一被疑者に対する新たな身体拘束

宮 木 康 博

I はじめに

新たな身体拘束に関する刑訴法上の原則には、代表的な用語例だけでも、逮捕前置〔先行〕主義、事件単位の原則、逮捕・勾留1回性の原則、一罪一逮捕一勾留の原則、重複逮捕・重複勾留禁止の原則、分割禁止の原則、再逮捕・再勾留禁止の原則など様々なものがある。これらのうち、逮捕前置〔先行〕主義についても、議論は多岐にわたるが¹⁾、刑訴法207条1項の明文によって法律上の前提にされている。また、逮捕・勾留1回性の原則は、一罪一逮捕一勾留の原則ないし再逮捕・再勾留禁止の原則を総称する用語例である。他方で、その余の各原則は、原則とされる一方で、それらが明示的には法定されていないこともあって、その内容や射程は論者によって様々なものがあり、一罪一逮捕一勾留の原則に代表されるように、原則の名称自体が多義的に用いられている実情²⁾などから、混乱を招きかねないことが危惧されてきた³⁾。

こうした状況に対し、学説上は、各原則間の関係性を明らかにすることを通して、原則の内容や射程の重複の回避を図る取り組みが展開され⁴⁾、その

- 1) 拙稿「逮捕前置主義の意義」68頁など。近時の文献として、小島淳「併合罪関係に立つ事実の間での逮捕・勾留について―逮捕前置主義、逮捕・勾留の一回性の原則との関係を中心に―」研修884号(2022)3頁。
- 2) 大澤裕「被疑者の身体拘束―逮捕・勾留に伴う諸問題(2)」法学教室452号(2018)116頁。
- 3) 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』(有斐閣、2021)93頁以下、大澤裕「被疑者の身体拘束―逮捕・勾留に伴う諸問題(3)」法学教室453号(2018)114頁。
- 4) 諸原則の関係性に着目して検討した文献として、大澤裕「事件単位の原則―一罪一勾留の

議論の過程では、単なる用語法の違いにとどまらず、原則の理解に理論的に相容れない面があることが明らかにされつつある。また、近時では、既に身体拘束された被疑事実と併合罪関係に立つ被疑事実による新たな身体拘束の可否をめぐり、社会的関心を集めた事件が発生したほか（日産ゴーン事件）、下級審において、結論として勾留請求を却下した裁判を是認するにあたり、犯行の関連性・類似性や証拠の共通性等を挙げながら、同時処理が困難ではなかったことを理由に、併合罪関係に立つ複数の被疑事実を理由とする各別の（時期をずらした）身体拘束は許されないとの判断を示したとみることのできるものが散見される⁵⁾。そして、最高裁においても、新たな勾留を認めなかった原決定の判断を排斥するにあたり、職権判断として、「原決定が、本件勾留の被疑事実である大麻の営利目的輸入と、本件勾留請求に先立つ勾留の被疑事実である規制薬物として取得した大麻の代替物の所持との実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できない⁶⁾」として、併合罪関係に立つ事実による新たな身体拘束の可否に関する判断のあり方に言及されたことなどから、議論が再燃している感がある⁷⁾。

これまで、逮捕・勾留の諸問題の検討に際しては、主に実体法上一罪の関係に立つ事実やいわゆる狭義の同一性の関係に立つ事実が目が向けられ、同

原則との関係において——」法学教室245号（2001）15頁以下、同・前掲注（2）109頁以下、同・前掲注（3）111頁以下、「同（4）」法学教室456号（2018）133頁以下、池田公博「逮捕・勾留に関する諸原則」法学教室262号（2002）91頁以下、川出敏裕「逮捕・勾留に関する諸原則」刑事法ジャーナル4号（2006）143頁以下、小島淳「一罪一逮捕一勾留の原則に関する一考察」研修829号（2017）3頁以下など参照。

- 5) 大阪地決平成21年6月11日判例タイムズ1321号283頁、京都地決平成30年10月25日判例時報2423号113頁。
- 6) 最判平成30年10月31日裁時1711号7頁。
- 7) 石田倫識「判批」法学セミナー770号（2019）122頁、原田和往「判批」法学教室465号（2019）135頁、宮崎香織「判批」警察学論集72巻5号（2019）148頁、緑大輔「判批」新・判例解説Watch（2019）199頁、片岸寿文・佐藤元治「判批」季刊刑事弁護99号（2019）98頁、池田公博「判批」令和元年重要判例解説（2020）166頁、小島淳「判批」判例評論748号（2021）124頁など。

一の被疑者に併合罪関係に立つ複数の被疑事実がある場合の身体拘束の処理については正面から論じられてきたとは言えない⁸⁾。しかし、既に身体拘束されている者からすれば、いずれの場合も新たな身体拘束を受けることに変わりはなく、学説上、併合罪関係に立つ事実であっても、同時処理が可能であれば、後の身体拘束が許されない場合があること自体に異論はみられない⁹⁾。このように、あらゆる事実を対象に新たな身体拘束の可否を問題とすることは、刑訴規則142条1項8号が、逮捕状請求書の記載として、「同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実」を要求し、逮捕権の濫用等を阻止すべき場合として、刑訴法199条3項よりも広く、現に捜査中である他の犯罪事実についても記載すべき旨を規定し、「同一の犯罪事実」以外も射程において捜査機関に要求している事項でもある。

そこで、本稿では、各種原則の内容および相互の関係性に関するこれまでの議論を整理した上で、それらの関係性を念頭に置きながら、併合罪関係に立つ複数の被疑事実をめぐる新たな身体拘束の処理についても、若干の検討を加えることにしたい。

II 事件単位の原則——理由単位の原則

事件単位の原則は、身体拘束に関する諸原則を考える上での出発点になるとされる¹⁰⁾。もっとも、事件単位の原則も、明示的に法定されているわけではなく、同原則が所与のものとされているわけではない。身体拘束についての基本的な考え方としては、同原則を基礎づける事件単位説（事実単位説¹¹⁾）のほか、人単位説や手続単位説が主張されてきたのである。

8) この問題を検討した近時の文献として、古江頼隆「判批」刑事訴訟法判例百選・第10版（2017）33頁など。

9) 大澤・前掲注（4）「（4）」133頁。

10) 川出・前掲注（4）143頁。

11) 三井誠『刑事手続法（1）〔新版〕』（有斐閣、1997）29頁、小島・前掲注（4）4頁など。

そこで、他の諸原則の検討に先立ち、事件単位が、なぜ各種原則を考える上での出発点とされるのかを確認しておきたい。

1. 身体拘束の顕在的競合の可否

同一の被疑者に複数の犯罪事実についての嫌疑がある場合、同時に複数の逮捕・勾留を行うことができるか（二重逮捕・二重勾留の可否）。ここでは、身体拘束の顕在的競合を認めるか否かが問題となっている。

まず、人単位説¹²⁾は、①逮捕・勾留は、1つしかない人の身体を拘束する処分であり、いったんそれが行われれば、その間は罪証隠滅や逃亡のおそれは解消し、身体拘束の目的は達成されることになるため、それ以上同じ訴訟行為を繰り返す必要はないことや②複数の犯罪事実についてそれぞれに逮捕・勾留を認めれば、身体拘束期間の長期化につながりかねないとして、顕在的身体拘束を重ねて行うことを認めない考え方である¹³⁾。一方、手続単位説は、捜査機関には、1回の身体拘束で捜査可能な範囲については同時に捜査を行う義務があるとし、ある被疑事実を理由とする逮捕状や勾留状の発付の段階で捜査機関に判明している余罪にも逮捕・勾留の効力が及ぶため、それらの事実との間では、新たな身体拘束を認めるべきではないとする¹⁴⁾。

これらの見解がいわば潜在的競合を認めるのに対し、事件単位説は、身体拘束についての刑訴法の規定が「罪」、「事件」、「被疑事実」、「犯罪事実」との文言を用いていることから¹⁵⁾、法は、特定の犯罪事実を基礎として逮捕・勾留を行うものと考えているとする。したがって、事件単位説によれば、同

12) 横井大三「ある罪についての逮捕勾留と他の罪」警察研究21巻9号（1950）25頁、平場安治『改訂刑事訴訟法講義』（有斐閣、1954）273頁など。

13) 人単位説は、顕在的競合を認めない一方、潜在的競合を認める見解である。すなわち、同一の被疑者に複数の犯罪の嫌疑がある場合、そのうちのある犯罪事実を理由に身体拘束がなされた場合、その期間中にその他の事実でも身体拘束されているものと評価するため、ある事実について身体拘束をすれば、同一の被疑者について他の事実を理由にさらなる身体拘束を行うことは許されないことになる。

14) 渥美東洋「勾留と勾留状記載の犯罪事実以外の犯罪事実との関係—手続単位説の提唱」法学新報71巻5号（1964）65頁。

15) 刑訴法〔207条1項・〕60条1項、61条、64条1項や200条1項、203条1項、204条1項など。

一の被疑者について2つ以上の異なる犯罪事実の嫌疑がある場合には、それぞれについて身体拘束が認められることになる（顕在的競合）。

被疑者の身体が1つしかないことからすれば、身体拘束の顕在競合を認めない人単位説は常識にかなう面があるともいえる¹⁶⁾。しかし、この考え方によると、潜在的競合を認めることになるため、令状記載事実以外の被疑事実については裁判官の審査を経ないままの身体拘束を許すことになる。その結果、人単位説による処理は、司法の事前抑制や令状主義の理念の軽視につながりかねない¹⁷⁾。また、勾留質問などの手続も履踐されない。次に、手続単位説は、捜査機関に発覚している事実か否かという基準自体が、適否を判断する際に利用しにくい難点がある上、令状記載事実以外の事実のうち、前の勾留の段階で判明しているものについては人単位説と同様に潜在的競合を認めることになる点で現行法との整合性に課題を残すことになる¹⁸⁾。

2. 令状記載事実以外の事実（令状審査を経ていない事実）を身体拘束の直接の理由とすることの可否

逮捕・勾留、勾留延長や保釈の決定、接見指定にあたり、令状に記載されていない余罪を直接の理由とすることができるか。

人単位説を貫徹すると、令状記載事実以外の事実についても身体拘束の直接の理由とできることになり、また、手続単位説によれば、捜査機関に発覚している余罪についてこれを認めることになる。これに対して、事件単位説によれば、令状記載の被疑事実とは別個の事実についての身体拘束の理由および必要を身体拘束の直接の根拠とすることはできないことになる。余罪の考慮を認めると、裁判官は、令状請求書に記載された被疑事実以外の事実についても令状審査の際に常に併せて考慮しなければならないことになり、他方、捜査機関は、令状請求までにその者に関係するすべての犯罪事実につい

16) 大澤・前掲注(2)110頁。

17) 同上112頁。

18) 同上。

ても疎明資料を添付しなければならないことになるため、實際上、両者に不可能を強いることになる。

裁判例には、勾留の理由とされた事実と包括一罪の關係に立つ事実について、「典型的な別件余罪と同一視して考察すべきものではなく、……相当程度勾留被疑事実に関する勾留延長可否の判断資料に供されるものと解するを相当¹⁹⁾」とした上で、「勾留被疑事実と別の事実もそれが包括一罪と評価される事実である限り、勾留被疑事実につき起訴不起訴の判断をするうえにおいて極めて重要なものとして勾留延長判断の対象事実となるものというべきであ[る]」としたものがある。

本決定では、①勾留の理由とされた事実との關係において、「典型的な別件余罪」は勾留延長可否の判断資料に供することはできないが、②包括一罪關係にある事実は考慮に入れることができるとの理解があるといえる。前者は、身体拘束は、その基礎（理由）とされた被疑事実毎に考えていく趣旨に解されるが、後者は、一見すると、勾留の理由となる事件の単位を実体法上の一罪關係に求める趣旨のようにも見える。しかし、本決定が、包括一罪關係に立つ事実は、「勾留被疑事実につき起訴不起訴の判断をするうえにおいて極めて重要なものとして」考慮されるところからすれば、むしろ、勾留の理由とされた事実に関連する情状ないし背景事実として位置づけられているものと解される。すなわち、余罪自体の起訴・不起訴の判断のための捜査を理由に勾留延長を認めるものではなく、あくまで、勾留の直接の理由とされた被疑事実の起訴・不起訴を判断するために必要な捜査の一部として行う余罪捜査を考慮することが認められているものと解しうる²⁰⁾。したがって、上記判示が事件単位説の考え方と矛盾するわけではないといえよう。

3. 事件単位の原則の意義

このように、身体拘束についての基本的な考え方としては、人単位説、手

19) 横浜地決昭和42年2月2日下刑集9巻2号161頁。

20) 川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法 [捜査・証拠篇] [第2版]』（立花書房、2021）81頁。

続単位説、事件単位説が主張されてきたが、事件単位説が支持を集めた結果として、同説から導かれる帰結が事件単位の原則と呼ばれるものの内容をなすこととなった²¹⁾。現在一般に、事件単位の原則は、①逮捕・勾留は、被疑者単位ではなく、事件ごと（事実単位）に行われる²²⁾、②同一の被疑者であっても、逮捕・勾留の効力は、令状審査を経た令状記載の犯罪事実のみを基準に決せられ、当該犯罪事実に限って効力が及ぶとする原則²³⁾などと定義される²⁴⁾。

なお、同原則は、逮捕・勾留の単位を実際にその理由とされた事件に求めるものであって、その意味内容に照らせば、理由単位の原則と呼ぶこともできる²⁵⁾。同原則は、逮捕・勾留の理由となるべき事件それ自体の単位を問題とするものではなく、この点については、主として、後述する一罪一逮捕一勾留の原則との関係で論じられる。

Ⅲ 再逮捕・再勾留禁止の原則 ——同一の理由による新たな身体拘束

再逮捕・再勾留禁止の原則も明示的に規定されているわけではないが、逮捕・勾留は、その理由とされた事件毎に原則として1回しか許されない。同一の理由に基づいて被疑者の逮捕・勾留が何度も繰り返されるならば、刑法が定める厳格な身体拘束の期間制限は無に帰することになるからである（203条～205条、208条、208条の2）。したがって、法定の身体拘束の期間内に、たとえ起訴・不起訴の判断をするための捜査が実現できなかったとしても、身体拘束を繰り返すことは許されないこととなる。

21) 池田公博「逮捕・勾留に関する諸原則」法学教室262号（2002）92頁、川出・前掲注（4）143頁など。

22) 田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2017）81頁。

23) 光藤景岐『刑事訴訟法1』（成文堂、2007）79頁。

24) 宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『リーガルクエスト刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2018）87頁〔堀江〕。

25) 中島宏・宮木康博・笹倉香奈『NBS 刑事訴訟法』（日本評論社、2022）87頁以下〔宮木〕。

しかし、捜査は流動的なものであるから、逮捕・勾留の理由あるいは必要がなくなったとして釈放した後、新たな証拠の発見によって嫌疑が認められたり、罪証隠滅あるいは逃亡のおそれ再度生じたりするなど、身体拘束を繰り返す必要性が生じる事態があることも否定できない。そこで、このような場合であっても、同一の理由によって、再度、逮捕・勾留することは一切許されないのかが問題となる。

この点に関し、刑訴法は、逮捕状の請求に際して、「同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨を裁判所に通知しなければならない」(刑訴法199条3項)と定める。ここで通知が要求されているのは、前に逮捕状の請求や発付があった場合にとどまり、実際に逮捕が行われたことの通知が求められているわけではない。そこで、身体拘束の期間制限の趣旨を厳格に解し、同一の理由に基づいて再度の逮捕状の発付が許されるのは、前の逮捕状による逮捕がなかった場合に限られるとする見解もある²⁶⁾。しかし、本規定の文言からしても、逮捕に至らなかった場合のみを指すと解する必然性はない上、そもそも、法が令状請求書に「同一の犯罪事実」について令状の請求・発付の事実の記載を要求する一方で、その記載があれば令状裁判官は例外なく令状請求を却下しなければならないとするのは迂遠な規定の仕方であるといえる。そのような制度にするのであれば、端的に、「同一の犯罪事実」について既に逮捕がある場合には、新たな逮捕は認められないと規定すればよいはずである。また、實際上、いかなる場合も再度の逮捕を許さないとするのは、捜査に重大な支障を生じさせることにもなる。そこで、一般に、本規定は、同一の理由による逮捕の繰り返しが無制限に許容されると、時間的制限が無意味になることから、不当な逮捕の蒸し返しを防止しようとする趣旨で設けられたものであり、「同一の犯罪事実」について、再逮捕できる場合があることを前提にしているものと解されている²⁷⁾。

26) 平場安治『改訂刑事訴訟法講義』(有斐閣、1954) 347頁。

27) 伊藤栄樹ほか著『注釈刑事訴訟法 [新版] 第3巻』(立花書房、1996) 96頁 [東條]。同様の

一方、再度の勾留については、本規定に言及はない。しかし、再勾留を禁止する規定も置かれていないことから、一般に、例外的に再逮捕が許される場合があることを前提に、再勾留が許される場合もあると解されている²⁸⁾。裁判例²⁹⁾にも、「[刑訴]法199条3項は再度の逮捕が許される場合のあることを前提にしていることが明らかであり、現行法上再度の勾留を禁止した規定はなく、また、逮捕と勾留は相互に密接不可分の関係にあることに鑑みると、法は例外的に同一被疑事実につき再度の勾留をすることも許しているものと解するのが相当である」とした上で、いかなる場合に再勾留が許されるかについて、「先行の勾留期間の長短、その期間中の捜査経過、身柄釈放後の事情変更の内容、事案の軽重、検察官の意図その他の諸般の事情を考慮し、社会通念上捜査機関に強制捜査を断念させることが首肯し難く、また、身柄拘束の不当なむしかえしでないと認められる場合に限るとすべきである」として、再勾留を認めたものがある。本決定は、再勾留を①先行する勾留期間中の捜査経過³⁰⁾等を考慮し、再度の勾留を認めても、単なる勾留の繰り返し(勾留の蒸し返し)とはいえない事情(事情変更)があること、②事案の重大性や当初の勾留期間等を考慮し、再勾留に相当性が認められること(再勾留の必要性の程度と被疑者が被る不利益の程度との衡量)を要件に、例外的に許容するものと解することができる³¹⁾。

なお、逮捕・勾留はその理由となる事件毎に成立するため、ある理由によって逮捕・勾留され、後に釈放された者などを異なる理由によって逮捕・勾留することは、再逮捕・再勾留には当たらず、少なくとも同原則の下では禁じられない。

趣旨に解した裁判例として東京地決昭和33年2月22日第1審刑事裁判例集1巻2号331頁。

28) 宇藤崇ほか・前掲注(24)91頁〔堀江〕など。裁判例として、東京地決昭和47年4月4日判時665号10頁など。

29) 東京地決昭和47年4月4日判時665号103頁。

30) 先行する勾留期間中の捜査経過については、事情変更の有無の考慮事情としてではなく、独立した要件とする見解もある(大澤・前掲注(3)113頁)。

31) 川出・前掲注(20)93頁。

IV 「事件」の単位と一罪一逮捕一勾留の原則

このように同一被疑者に対する逮捕・勾留は、その理由となった事件毎に1回のみ行われうるものであり、同一の理由による再度の身体拘束は原則として許されない。では、これらの身体拘束処分の理由となる事件の単位はどこに求められるか。令状請求の対象および令状審査の対象事実である事実および同じく令状審査の及んでいると解されるいわゆる狭義の同一性が認められる範囲の事実（事実上両立し得ない事実）に限られるのかが問題となる³²⁾。

この点について、通説は、実体法上一罪の関係に立つ事実であるとする（実体法上一罪説³³⁾）。このことを論じる実益は、とりわけ包括一罪や科刑上一罪のように事実としては両立する複数の犯罪事実をまとめて一罪として重く処罰することを可能にする犯罪類型について、一罪をあえて複数の犯罪事実に分割し、事実毎に（時期をずらして）逮捕・勾留することは許されないという原則（一罪一逮捕一勾留の原則）を導き出すことにある。もっとも、実体法上一罪説に立つ論拠は一様ではない。

1. 実体法上一罪説の論拠

実体法上一罪の関係に立つ事実についての身体拘束は1回しか許されないとする論拠としては、(1) 逮捕勾留に厳格な時間的制限が設けられているのは、捜査の必要性に対し、被疑者の負担を考慮してその利益を保護するためであるから、より広い範囲で後の逮捕・勾留を遮断すると解する余地がある

32) 事件単位の原則が依拠する身体拘束についての規定の文言（「罪」、「事件」、「被疑事実」、「犯罪事実」など）は、いずれも令状記載の具体的な被疑事実を意味するものと解されるが、そのことを前提にしても、対象となる事実が令状記載の被疑事実と完全に一致する事実に限定されなければならないわけでない。令状の効力が及ぶ範囲を問題とする以上、令状請求に対して裁判官が審査しているとみることができるとする範囲内の事実を含めて解釈することは許されてよいはずであるからである。

33) 松尾浩也『刑事訴訟法<上> [新版]』（弘文堂、1999）112頁。

こと、(2) 一般に、刑罰権の実現を目的にし、刑罰権を単位として行われる刑事手続において、刑罰権が1個しか生じない実体法上一罪を構成する事実については、被疑者・被告人の手続負担に配慮し、1個のものとして、1回の手続で同時処理する要請が働くこととされるが、逮捕・勾留も刑事手続の一環として、刑罰権の実現のために認められる制度であるから、実体法上一罪を構成する事実については、逮捕・勾留も同時1回行的に行うことが要請されると解しうること、(3) 一般に、実体法上一罪の關係に立つ犯罪事實は、相互に密接な関連性を有し、なすべき捜査に重なる部分が少なくないため、分割して順次に逮捕・勾留することを許せば、實質的に身体拘束の蒸し返しとなり³⁴⁾、法が定める厳格な時間制限を無意味にしかねない危険があることなどが挙げられてきた³⁵⁾。

しかし、実体法上一罪説の内部でも、(2)を論拠に据える点を否定的に解する見解も有力に主張されており、単位事実説³⁶⁾が実体法上一罪説を批判する論拠ともなっている³⁷⁾。まず、(2)の論拠を子細にみても、この見解は、①刑訴法1条の目的との關係から、刑訴法の目的の1つに刑罰権の実現がある以上、刑事手続における事実の単位と刑罰権の単位は整合すべきであることを導き、②(ここでの問題が身体拘束という事実のもつ遮断効にあることを前提に、)身体拘束に係る諸規定の趣旨に照らして、刑事裁判の負担に着目して確定判決に一種の遮断効(一事不再理効)を認める二重の危険

34) 一罪一逮捕一勾留の原則を蒸し返しの問題ではないとする見解として、小島・前掲(4)3頁。

35) 大澤・前掲注(4)「(4)」135-136頁。これらの事情に加えて、刑訴法208条1項が「勾留した事件につき」、公訴提起することを予定していることから、刑訴法は、勾留と公訴提起の個数(さらには刑罰権の個数)とを関連させていると言えるとする見解もある(斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』〔日本評論社、2019〕174-175頁)。

36) 単位事実説は、一罪一逮捕一勾留の原則を否定し、令状記載の被疑事実以外の事実(狭義の同一性の範囲になる事実を含む)であれば、別途身体拘束が許されるとする見解であり(村上保之助「常習一罪の一部についての逮捕、勾留の可否」判例タイムズ296号〔1973〕83頁以下、安廣文夫「包括一罪の一部についての勾留の可否」判例タイムズ296号〔1973〕181頁以下、横井大三『刑訴裁判例ノート(1)〔捜査〕』〔有斐閣、1971〕105-106頁など)、そのような判断を前提とすると解される裁判例として、福岡高決昭和42年3月24日判例時報483号79頁、福岡高決昭和49年10月31日判例時報771号107頁。

37) 安廣・同上180頁。

の発想（あるいは検察官の同時訴追義務の発想³⁸⁾）に倣い、身体拘束の場面においても、捜査機関側による細切리적인身体拘束の試みを抑止するべく、刑罰権の単位と一致する実体法上一罪の關係に立つ事実については、政策的に捜査機関側に同時処理義務が課されていると見ることができ、刑訴法が厳格な身体拘束期間を法定している趣旨とも整合することを導くことができるとする³⁹⁾。

これに対し、(2) を論拠とすることに否定的な見解は、刑罰の対象たる犯罪事実の設定（起訴や訴因の追加・変更）と直接の關係にない手続については、実体法上科せられるべき1個の刑罰と手続法上の複数の手続とが両立しえないとは言えないだろうとし、捜査手続が刑罰権の個数に縛られるのは論理の飛躍ではないかと指摘する⁴⁰⁾。確かに、逮捕・勾留は、公訴や実体審判等の本案の手続とは異なり、刑罰法令を適用実現する直接の手段ではなく、逃亡や罪証隠滅を防止するための処分であるから、その理由となる「事件」の単位を実体法上の一罪性に求める必然性はないといえよう。したがって、実体法的な要因である刑罰権の1個性が直ちに身体拘束手続の1回性を基礎づけるものとは言えないものの、上記「刑罰権の単位と一致する実体法上一罪の關係に立つ事実については、……捜査機関側に同時処理義務が課されていると見る」という政策を妥当とするか否かが問題となることになる。

もっとも、刑事手続が刑罰権を実現するための手段であり、刑罰権の1個性から直ちに身体拘束の理由となる事件の単位を実体法上一罪の關係に立つ事実を求めることができないとしても、(1) を踏まえて、実体法の要請に反しない限りで、訴訟法的な要因を考慮して捜査段階の手続を決することが許されないわけではない⁴¹⁾。そこで、直接的には、(3) の論拠によって、①実体法上一罪とされる事実には、類型的に証拠の共通性が認められ、最初に発

38) 井上弘通「一罪一勾留の原則」新版・刑訴法の争点(1991)71頁。

39) 小島・前掲注(4)7-8頁。

40) 川出・前掲注(4)144-145頁、古江・前掲注(3)97頁など。

41) 長沼範良・大澤裕・酒巻匡・佐藤隆之・田中開著『演習刑事訴訟法』（有斐閣、2005）85-86頁（佐藤）。安廣・前掲注(36)180頁も参照。

覚した事件の捜査から余罪の発覚に至る蓋然性が高いことや②一体性を有する事実を分割して身体拘束の理由とすることを許せば、捜査の重複を招き、身体拘束期間を不当に長期化させるおそれがあることから、捜査機関に同時に処理することを要求しても不当ではないとして訴訟法的な要因によって基礎づける見解が有力に主張されている⁴²⁾。

しかし、翻って見てみると、そもそも、実体法上一罪の関係に立つ事実の身体拘束に規制を及ぼす論拠のうち、(1)は、どのような範囲の被疑事実まで考慮できるかを限界づけるものではない。また、(3)も実体法上一罪に限定する必然性を伴うわけではない。(1)は、逮捕・勾留を基礎づける理由とされた被疑事実より広範囲の事実についても、刑事法が定める逮捕・勾留の時間的制限を及ぼすことは許されてもよいとするものであり、(3)の「相互に密接な関連性を有し、なすべき捜査に重なる部分が少なくない」事実は、(類型的評価には差異があるものの、)実体法上一罪の場合に限られず、併合罪関係に立つ事実の間においても生じうる上、他方、常習一罪のように、実体法上一罪とされる類型においても、各事実相互間の関連性が弱く、捜査や証拠関係に共通性が認められないものもあり、併合罪関係に立つ複数の事実の場合と取り扱いを異にする事情の違いを見出すことが困難な場合も一律に含まれているからである⁴³⁾。むしろ、個々の犯罪事実ごとの逮捕・勾留を認めることによって身体拘束の蒸し返しが生じうることからすれば、それを予め封じておくべきという政策には相応の理由がある。しかし、他方で、そもそも、被疑事実が複数ある場合は、解明すべき事柄は多くなると考えられるところであり、実体法上一罪関係に立つということで一律に被疑者を身体拘束した状態で捜査できる期間が短くなることは不合理であるとも言える⁴⁴⁾。また、実体法上一罪説は、後述するように、同時に捜査することが論理的に不可能(原理的不能)でなければ、捜査機関に実体法上一罪の関係に立つ事

42) 池田・前掲注(4)95頁。

43) 緑・前掲注(7)200頁。

44) 佐藤・前掲注(41)85頁。

実を理由に新たな身体拘束を許さない見解が有力であるが、一罪性を基礎づける事情を認識できなかった事情を問わず、一律に1回の身体拘束しか許さないとすることは硬直感が否めない。

そうであるとするれば、一罪一逮捕一勾留の原則を維持する必要はないようにも思われるところであり⁴⁵⁾、(3)の論拠で危惧される身体拘束の期間制限の潜脱を問題にするのであれば、密接な関連性を有するがゆえに同時捜査を行うのが妥当とされるのは実体法上一罪の関係に立つ犯罪事実に限られないのであるから、一罪性の有無にかかわらず、実質的に身体拘束の蒸し返しとなるような逮捕・勾留を禁止すれば足りるともいえよう。

2. 判断基準の明確性

(3)の「実質的に身体拘束の蒸し返しになり、時間制限を無意味にしかねない危険がある」とする点については、単位事実説も、同時処理が可能であるにもかかわらず、殊更に犯罪事実毎に逮捕・勾留を繰り返すことは原則的に許されないとする点において、実体法上一罪説と変わりはない⁴⁶⁾。それでもなお、通説が単位事実説に依らず、実体法上一罪説を維持する理由には、判断基準の明確性がある。

実体法上一罪説により、実体法上一罪の関係に立つ事実は一律に新たな身体拘束を認めないとするのは、捜査機関による恣意的な複数の身体拘束(分割)を予め阻止できる点に加え、基準としての客観性、判断の明確性・安定性の点で優れている。しかし、他方で、このような処理は、捜査機関に対して同時処理を求めることが不合理な場合への対応に課題を残すことになる。

45) 一罪一逮捕一勾留の原則を否定した裁判例として、福岡高決昭和42年3月24日判例時報483号79頁がある。本決定は、包括一罪関係が認められる犯罪事実についても、「勾留の対象は逮捕とともに現実に犯された個々の犯罪事実を対象とする」ものとして、勾留の理由になる事件の単位を実体法上の一罪性ではなく、個々の単位事実に求め、原審が包括一罪関係にある事実による勾留を取り消すに当たり援用した一罪一逮捕一勾留の原則を否定した。他方で、一罪一逮捕一勾留の原則を肯定した裁判例として、仙台地決昭和49年5月16日判例タイムズ319号300頁がある。

46) 安廣・前掲注(36)183頁。

前述したように、実体法上一罪説は、刑罰権の1個性を理由に、被疑者・被告人の手續負担に配慮して、逮捕・勾留についても、1回の手續で同時処理する要請が働く、あるいは、相互に密接な関連性を有し、なすべき捜査に重なる部分が少なくない実体法上一罪の關係に立つ犯罪事実については、複数の身体拘束を認めると、實質的に身体拘束の蒸し返しとなり、時間制限を無意味にしかねない危険があることから、それを予め阻止するため、捜査機関に対して同時に処理することを要求しても不当ではないこと（政策）を根拠とするものであるから、同時処理を要求することが不合理な場合には、新たな身体拘束を認めてよいことになりそうである。

したがって、同時処理を要求することに合理性があると言えるためには——実体法上一罪の關係に立つ複数の被疑事実と同時に処理を要請することが正当化されるためには——その前提として、捜査機関に同時処理の可能性が認められるのかを考慮することが必要となる。たとえば、逮捕・勾留の終了後あるいは逮捕・勾留の継続中に、新たに実体法上一罪の關係に立つ犯罪が発生した場合については、論理上、上記身体拘束中に当該犯罪事実について同時に処理することはおよそ不可能であるから、新たな逮捕・勾留が許容されることに異論はない。問題は、実体法上一罪の關係に立つ複数の事実について、逮捕・勾留中に、既に発生しているも、そのことが捜査機関に判明していなければ、事実上、同時処理は不可能であったとして、新たな身体拘束を許してよいかにある。

裁判例には、常習賭博の被疑事実で逮捕・勾留の上、起訴後の保釈中に判明した、これと実体法上一罪の關係に立つ賭博を理由に逮捕・勾留された事案において、「本件逮捕勾留は、同時処理の可能性のある常習一罪の一部についての逮捕勾留である」とし、その同時処理の可能性について、「本件は……〔先行するA警察署による常習賭博罪の逮捕・勾留より前の段階で〕B警察署に認知されており、直ちに捜査を行ええ〔ママ〕ば本件被疑者を割り出すことは充分可能であつたのであり、事件自体が全く認知されていなかった場合とは異なる」としたものがある⁴⁷⁾。この判示からは、同時処理の可能

性の判断基準を捜査機関が事件を認知していること、すなわち、事実上同時処理が可能であったことにおき、「事件自体が全く認知されていなかった場合」には、同時処理の可能性がないものとして、別途これによる身体拘束が許されることが示唆されていると解することができる⁴⁸⁾。

このような取り扱いを支持する見解が実務上有力であるとされるが⁴⁹⁾、事実上不能説による場合は、同時処理の可能性の判断として、当該事実が捜査機関に判明していたか否かについての判断が常に求められることになる。しかも、それは、捜査のやり方に依存する面がある上、捜査機関の主観的な認識に関わるものでもあるため、微妙な判断を迫られることになる。そこで、同時処理の可能性が否定されるのは、論理的に不可能な場合に限るとする立場が、学説上、有力に主張されている⁵⁰⁾。こうした有力説の理解は、実体法上一罪説のうち、その論拠を(2)の刑罰権の1個性に求める見解はもちろん⁵¹⁾、(3)を論拠に据える見解からも、逮捕・勾留の蒸し返しの可能性を予め封じておくべきとの観点および判断基準の明確性という観点から支持されている⁵²⁾。したがって、これらの見解によれば、実体法上一罪の関係に立つ複数の事実につき、逮捕・勾留の終了後に発生した事実については、同時処理の可能性がないために新たな身体拘束が許されるが(一罪一逮捕一勾留の原則の適用外)、逮捕・勾留の終了以前に発生していた事実については、同時処理が論理的(規範的)には可能だったことになるため、新たな身体拘束は許されないことになる。論理的不能説によれば、「問題となっている犯罪がいつ実行されたか」という客観的に確定可能な事実を基準に判断できるた

47) 仙台地決・前掲注(45)。

48) 川出・前掲注(20)103頁など。

49) 池田修=前田雅英著『刑事訴訟法講義[第6版]』(東京大学出版会、2018)151頁、井上・前掲注(38)71頁。

50) 三井・前掲注(11)31頁、大澤・前掲注(4)「(4)」138頁など。

51) (2)の刑罰権の1個性を論拠とする見解は、実体法上一罪の関係にある複数の事実につき、いわば、検察官の同時訴追義務に類似した観念的な同時処理義務を想定するものであるため、当初の逮捕・勾留の前に既に犯されていた事実については、捜査処理が不可能とは言えないことになる(井上・前掲注(38)71頁)。

52) 川出・前掲注(4)146頁など。

め、基準としての客観性、判断の明確性・安定性が確保できる。

しかし、実体法上一罪説の内部においても、上記捜査の流動性や発展性を考慮し、「同一の犯罪事実」（令状請求ないし令状記載の事実およびそれと狭義の同一性の範囲にある事実）でさえ、再逮捕・再勾留が許容されうことを踏まえ、上記場合でも（例外的に）新たな身体拘束を許容する見解も有力に主張されている⁵³⁾。

こうした一罪一逮捕一勾留の原則を維持した上で、実体法上一罪の関係に立つ事実についての新たな身体拘束を再逮捕・再勾留禁止の原則の例外基準ないしそれに準じる基準によって許容する余地を残し、具体的妥当性を図ろうとする試み⁵⁴⁾ に対しては、もともと狭義の同一性が認められる事実（基本的には証拠が共通で、一方についての捜査が必然的に他方についての捜査ともなる関係に立つもの）についての蒸し返しを禁じるのが再逮捕・再勾留禁止の原則だとすれば、その例外を判断するための基準も、そうした原則の例外を判定するために導き出されたものであるから、その基準を事実としては両立しうる事実（証拠関係が基本的に共通せず、基本的には別々の捜査が必要とされるもの）との関係で用いることに疑問を呈する見解もある⁵⁵⁾。

この疑問は、①一罪一逮捕一勾留の原則が導き出された狙い（捜査機関の細切れるな身体拘束の試みの阻止）と再逮捕・再勾留禁止の原則の狙い（身

53) 小田健司「常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否」新関雅夫ほか著『増補 令状基本問題（上）』（判例時報社、1996）206頁。井上・前掲注（38）71頁、池田・前掲注（4）94-95頁、川出・前掲注（4）146-147頁など。

54) 裁判例として、仙台地決・前掲注（45）。

55) 小島・前掲注（4）11頁。この見解は、一罪一逮捕一勾留の原則と再逮捕・再勾留禁止の原則の射程が重ならないことや両原則の狙いが異なると解することを前提に（小島・同11頁）、一罪一逮捕一勾留の原則の例外として新たな身体拘束が許される（同時処理の可能性が否定される）のは、原理的不能（論理的不能）の場合が「ぎりぎりのライン」であるとし（本稿の立場では適用外）、それ以外に例外として許容する余地を否定する（同13頁）。その上で、再逮捕・再勾留の場合との不均衡が生じる例として常習一罪をあげ、「実体法の立法形式自体を見直すという解決方法が真摯に検討されるべきである」とする（同13-14頁）。河村博「判批」刑事訴訟法判例百選〔第10版〕（2017）39頁も、「社会的見解上、同一と認められる事実についての再逮捕・再勾留の場合と罪数の面で一罪とされることとなる複数の事実における場合の取扱いは本来別にすべきではないかとの疑問もでしょう」とする。

身体拘束の蒸し返しの阻止) が異なることや②各原則の適用対象となる事実についても、刑罰権の1個性から前者が事実上両立しうる実体法上一罪の關係に立つ複数の事実であることが導かれるのに対し、後者は令状請求ないし令状審査の対象となった事実(狭義の同一性の範囲にある事実を含む)であり、そうであるがゆえに不当な蒸し返しとして厳格な身体拘束期間制限が問題になることから区別されるのであって、その結果、両原則の適用範囲(対象事実)の重複が生じず、それぞれ独立に原則として承認する意義が認められることにあるように思われる⁵⁶⁾。

しかし、①については、一罪一逮捕一勾留の原則の狙いである「捜査機関の細切れ的な身体拘束の試みの阻止」も、捜査対象の実質的な重なり合いがもたらす身体拘束の期間制限の潜脱の防止にあり⁵⁷⁾、いずれの原則も身体拘束の蒸し返しを問題とするものといえるのであれば⁵⁸⁾、両原則の狙いを厳密に区別しなければならないわけではないとも考えられる⁵⁹⁾。他方で、②については、確かに、再逮捕・再勾留禁止の原則の例外と位置づけるのであれば、両原則の対象事実に重なり合いが生じる。そうした状態では、一罪一逮捕一勾留の原則が適用される場合であっても、直ちに新たな身体拘束が許されないと帰結が導かれることにはならない点において、同原則を独立に維持する意味は失われかねない。しかし、①において見たように、両原則のいずれも身体拘束期間の蒸し返しを問題とするものと捉えるのであれば、一罪一逮捕一勾留の原則の例外にあたるか否かの問題は、すべて再逮捕・再勾留の可否の問題に収斂されうるとも言える⁶⁰⁾。このように考える場合、両原則の対象事実に重なり合いが生じる点については、一罪一逮捕一勾留の原則は、再逮捕・再勾留禁止の原則の対象事実を画する意味を持つものとして、すなわち、同時処理の論理的可能性が認められない事実以外の事実が再逮捕・再勾

56) 小島・前掲注(4) 8-9頁、10-11頁。

57) 川出・前掲注(4) 147頁。

58) 川出・前掲注(20) 105頁。

59) 川出・前掲注(4) 147頁。

60) 同上。

留禁止の原則の対象となることを導くものとして独立した関係にあるものではないと位置づけることで回避することもできよう⁶¹⁾。それでもなお、一罪一逮捕一勾留の原則を再逮捕・再勾留禁止の原則と独立したものとして維持することにいかなる意味があるのかについては、別途検討を要する。

V 併合罪関係に立つ事実を理由にする新たな身体拘束

以上の各原則を前にしても、併合罪関係に立つ複数の事実については、各別に新たな身体拘束を禁じる理由を直ちに見出すことはできない。したがって、原則的に複数の身体拘束が認められる。もちろん、別件逮捕・勾留の場合には、令状主義の潜脱などの観点から新たな身体拘束が許容されない場合は生じうる上、併合罪関係に立つ複数の事実であっても、当該事実が刑法の要求する身体拘束の理由と必要性が認められなければ新たな身体拘束が許されないことに異論はない。既に取り上げたように、判例にも、「一般に各別の事件として逮捕・勾留の請求が許される」併合罪関係に立つ事実であっても、「同時に逮捕・勾留して捜査することができるのに、専ら、逮捕・勾留の期間の制限を免れるため罪名を小出しにして逮捕・勾留を繰り返す意図のもとに、各別に請求」することを違法とする旨示唆したものもある⁶²⁾。この決定は、①再逮捕・再勾留にあたり原則として新たな身体拘束は許容されないことを前提にするもの、あるいは②捜査機関の身体拘束期間の潜脱の意図に着目し、身体拘束権限の濫用は許されないことを前提にするものと解しうる。問題は、それ以外の場合であっても、新たな身体拘束が違法になることがありうるのか、また、ありうるとして、いかなる論拠によるのかにある。

この点につき、近時の裁判例には、結論として勾留請求を却下した裁判を是認するにあたり、犯行の関連性・類似性や証拠の共通性等を挙げながら、

61) 小島・前掲注(4)16頁(脚注13)参照。

62) 最決昭和52年8月9日刑集31巻5号821頁。

同時処理が困難ではなかったことを理由に、併合罪関係に立つ複数の被疑事実を理由とする各別の（時期をずらした）身体拘束は許されないとの判断を示したとみることのできるものがある⁶³⁾。そのような状況下において、下された最高裁決定が以下で取り上げるものである。

1. 事案の概要

関西国際空港の税関検査で航空貨物から大麻が発見されたことから、大阪府警・大阪税関は合同で当該大麻を砂糖と入れ替えたクリーン・コントロール・デリバリー（CCD）を実施した。Xは、貨物の配送先において配達業者に扮した警察官から荷物を受け取り、付近の路上で待機していた共犯者が運転する乗用車の後部荷台に荷物を載せようとした。そこで、張り込んでいた警察官は、規制薬物として取得した物の所持罪（以下「代替物所持罪」とする）によりXを現行犯逮捕した。Xは、代替物所持罪の被疑事実で平成30年9月21日から勾留され、勾留期間の延長の後、勾留期間の満期日である10月10日に処分保留で釈放されたが、同日、本件被疑事実、すなわち、共犯者と共謀の上、営利目的で大麻4袋を隠匿したスピーカーを航空貨物で米国カリフォルニア州から京都市内のマンション宛に発送し、ロサンゼルス国際空港で航空機に積載させ、関西国際空港到着後、事情を知らない空港職員らに陸揚げさせ、日本に大麻を輸入した大麻取締法違反被疑事件〔以下「営利目的輸入罪」といいます〕で逮捕され、同月12日に勾留請求された。

2. 訴訟経過

本件勾留請求を受けた裁判官は、刑訴法60条1項2号、3号の事由があるものとして被疑者の勾留を認める裁判（以下、「原々裁判」）をしたが、これに対して、弁護人は準抗告を申し立てた。準抗告を受けた裁判所は、大要以下のように述べて原々裁判を取り消し、本件勾留請求を却下する決定（以下、「原決定」）をした。

63) 大阪地決・前掲注(5)、京都地決・前掲注(5)。

「一般に、大麻の密輸入者が、密輸入した大麻を所持した場合の両者の罪数関係は、その所持が輸入行為に伴う必然的結果として一時的になされるにすぎないと認められるときは、密輸入の罪に吸収されて所持の別罪を構成しないが、その所持が輸入行為の必然的結果を離れて社会通念上別個独立の行為として評価し得る場合には……、両者は併合罪の関係に立つ……。

本件では、被疑者が貨物を受け取った時点と、現行犯逮捕された時点とは、日時・場所が近接しており、受け取った貨物についても、未だ開封もせず、車のトランクに乗せたのみではあるが、被疑者が配送先で貨物を受け取ったのみならず、これを持ち運んで、共犯者が乗車し、かつ移動性の高い車のトランクに積み込もうとしたことを重視すれば、その時点における所持は、輸入行為に伴う必然的結果ではなく、社会通念上別個独立の行為と評価する余地もないわけではない。

しかし、仮にそのように評価して、両事実は一罪関係にはないと解したとしても、前回勾留にかかる被疑事実と、本件勾留にかかる被疑事実とは、社会的事実としては、一連一体の事実であって、関係者も同一であり、必要とされる捜査の内容も、その大半が共通すると考えられる。このような両事実の実質的な同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等を考慮すると、捜査機関は、前回勾留中に、本件勾留請求にかかる被疑事実の捜査についても、同時に処理することが義務付けられていたと解するのが相当であり、これに反して再度の勾留請求を認めることは、勾留の期間を厳格に制限した法の趣旨を逸脱するものとして、許されないというべきである。

……本件勾留請求は、勾留の不当な蒸し返しとして却下すべきであ〔る〕。これに対して、検察官が特別抗告したのが本決定である。

3. 決定要旨（特別抗告棄却）

「所論に鑑み職権により調査すると、原決定が、本件勾留の被疑事実である大麻の営利目的輸入と、本件勾留請求に先立つ勾留の被疑事実である規制薬物として取得した大麻の代替物の所持との実質的同一性や、両事実が一罪

関係に立つ場合との均衡等のみから、前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できないが、いまだ同法411条を準用すべきものとまでは認められない。」

なお、本決定には、三浦守裁判官の補足意見が付されている。

「本件は、大麻の密輸入に関し、いわゆるクリーン・コントロールド・デリバリーによる捜査が行われ、被疑者は、本件の勾留請求の前に、規制薬物として取得した大麻の代替物の所持の被疑事実により勾留され、その後、大麻の営利目的輸入の被疑事実により本件の勾留請求がされたというものである。

本件の被疑事実と前件の被疑事実とは、一連のものであって密接に関連するが、社会通念上別個独立の行為であるから、併合罪の関係にあるものと解されるどころ、両事実の捜査に重なり合う部分があるといっても、本件の被疑事実の罪体や重要な情状事実については、前件の被疑事実の場合より相当幅広い捜査を行う必要があるものと考えられる。

したがって、原決定が、両事実の実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、捜査機関が、前件の被疑事実による勾留の期間中に、本件の被疑事実の捜査についても、同時に処理することが義務付けられていた旨の説示をした点は、刑訴法60条1項、426条の解釈適用を誤ったものというほかない。

しかし、本件の証拠関係、捜査状況のほか、被疑者が原決定により釈放され、既に相当の日数が経過していること等も考え合わせると、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められるとすることについては、わずかながら躊躇を覚えるところであり、同法411条を準用すべきものとまでは認められない。」

4. 原決定および本決定の理解

原決定は、併合罪関係に立つ規制薬物の代替物所持罪と大麻の営利目的輸入罪に関して、前者の逮捕・勾留を終了した後に、後者の勾留を認めた原々

裁判を取り消し、前回勾留の代替物所持罪の被疑事実と本件で問題とされた勾留の営利目的輸入罪の被疑事実とが併合罪関係に立つとしても、捜査機関には、「同時に処理することが義務付けられていた」として、「勾留の不当な蒸し返し」となる本件勾留請求を却下した。これに対し、本決定は、検察官による特別抗告を棄却したものであるが、職権判断において、原決定の判断中、大麻の営利目的輸入と大麻の代替物所持との「実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できない」とした。

もっとも、本決定では、上記原決定の判断箇所について、なぜ「是認できない」のか、また、当該説示が刑法法のいかなる規定に違反して是認できないのかは明示されていない。しかし、同決定の意味するところは、決定文の文言以外にも、補足意見が刑法法60条1項の解釈適用を誤ったものとしていくことが手掛かりとなる⁶⁴⁾。

本決定の理解としては、実体法上一罪の関係に立つ被疑事実については、新たな身体拘束を許さないとする論拠との関係も含め、大別すると2つの見方があるように思われる。

(1) 「同時処理義務」肯定説

原決定は、前回の勾留と本件で問題とされた勾留の被疑事実とが併合罪関係に立つとしても、「社会的事実としては、一連一体の事実であって、関係者も同一であり、必要とされる捜査の内容も、その大半が共通する」ことを指摘して、「同時に処理することが義務付けられていたと解するのが相当であり、これに反して再度の勾留請求を認めることは、勾留の期間を厳格に制限した法の趣旨を逸脱するもの」として、本件勾留請求を斥けている。こうした判示によれば、原決定は、併合罪関係に立つ事実についても、本件のように、両事実の間に「実質的な同一性」がある場合には、「必要な捜査の大

64) 小島・前掲注(7)126頁。

半が共通する」ため、捜査機関に「同時に処理することが義務付けられていた」と認める実質的理由があり、これが認められるのであれば、実体法上一罪の関係に立つ事実の間では身体拘束を繰り返すことが禁止されるとする一罪一逮捕一勾留の原則にいう(3)の論拠(捜査の重複がもたらす身体拘束の蒸し返しの阻止)がここでも妥当することになるところ、そうであるにもかかわらず、実体法上一罪の関係に立つ事実の場合と異なる取り扱いをすることは、「両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等を考慮」と不均衡であり、この場合も「不当な蒸し返し」となるため許されないと考えたものと言うことができる⁶⁵⁾。

本決定も、「実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから……同時処理が義務付けられていた旨説示した点」を是認できないとしていることからすれば、併合罪関係に立つ事実の間でも捜査機関に同時処理義務が課されることがあり、その場合に、同時処理義務があることを直接の理由に勾留請求を却下しうることを否定していないと読むことができる⁶⁶⁾。また、そう読むことが文理に自然であるとも思われる。

しかし、こうした理解による場合は、併合罪関係に立つ事実の場合は、(刑罰権の1個性および)類型的に同時処理義務を認める相応の根拠が認められず、個別の事案ごとに同時処理義務を判断することになる。そこで、原決定と本決定の帰結が異なったことが示しているように、適用結果の一貫性を担保できないとの懸念が示されている⁶⁷⁾。こうした懸念は、併合罪関係に立つものの、令状記載の被疑事実と「実質的な同一性」が認められる場合に、新

65) 同上。

66) 石田・前掲注(7)122頁、佐藤・前掲注(7)103頁。なお、池田・前掲注(7)167頁は、本決定では、「併合罪関係に立つ事実であっても、補足意見が追加的な検討の必要を指摘する事情も含め、捜査によって解明すべき事実全般に重なり合いがあると評価される関係にあるならば、その間に同時処理義務が肯定されることとなる可能性が否定されて[いない]」とした上で、そうであるがゆえに、「一罪性の基準が相対化される可能性を孕む」と指摘する。

67) 同上127頁は、事実としては両立しない範囲にある事実であるがゆえに必要な捜査が共通すること、事実としては両立するが、実体法上一罪と評価される範囲にある事実であるがゆえに捜査に一定の重なり合いが見込まれることに加え、刑罰権の1個性ゆえに同時処理義務が肯定しうるとする。

たな身体拘束の可否を再逮捕・再勾留禁止の原則の例外に当たるかによって判断する見解⁶⁸⁾にも妥当する。なぜなら、全く同一の被疑事実やいわゆる狭義の同一性が認められる事実を同原則の対象事実とする場合とは異なり、「実質的に」同一といえるか否かの判断が必要になるからである。各原則の理解も含め、基準の明確性については、後述する。

(2) 「同時処理義務」否定説

そこで、本決定や補足意見の文理と整合しないうらいはあるものの、一罪一逮捕一勾留の原則にいう、「同時処理義務」を基礎づけるのは刑罰権の1個性にあることとする見解から、本決定は、併合罪の關係に立つ複数の事実については、同時処理義務論を持ち込むこと自体を否定する判断を示したものの理解が示されている⁶⁹⁾。こうした読み方は、刑罰権の1個性を論拠に据えるか否かを問わず支持されうるものである⁷⁰⁾。

この場合、本決定は、原々裁判は本件勾留請求された事実には、勾留の理由や必要性が否定されないと判断しているのに対し、原決定が、当該事実について勾留の理由や必要性を検討することなしに、同時処理義務論によって勾留請求を却下したした点に刑法60条1項(222条1項準用)との關係で誤りがあったと判断したものと読むことになろう⁷¹⁾。補足意見が、「前件の被疑事実の場合より相当幅広い捜査を行う必要があるものと考えられる」としているのは、本件勾留の必要性があることを示唆するものということになると考えられる。

68) 宮崎・前掲注(4)156-157頁は、「本決定は……本件勾留が実質的な再勾留といえるかにつき、原決定が実質的な検討を行わなかったことを問題視したもの」とする。

69) 小島・前掲注(7)127頁。

70) 緑・前掲注(7)202頁は、「同時処理義務ないし同時処理の可能性といった概念を用いるならば、その基準を明確にする観点から、被疑事実の同一性については、基本的には実体法上一罪が基準になるように、本決定の読みを施すべきではなかろうか」とする。

71) 小島・前掲注(7)127頁。

VI おわりに

令状主義の下、裁判官・裁判所が、逮捕状・勾留状を発付するためには、被疑者・被告人が「罪」を犯したことを疑うに足りる相当な理由が認められることを要する(199条2項、〔207条1項・〕60条)。また、勾留は、被疑者・被告人に「事件」を告げて陳述を聴く勾留質問を経なければならない(〔207条1項・〕61条)。さらに、審査を経て発付される令状には、逮捕については「被疑事実」の要旨などを(200条1項)、勾留については、「犯罪事実」の要旨などを(〔207条1項・〕64条)それぞれ記載しなければならない。これらの規定によれば、令状審査の対象とされ、発付された令状の効力が及ぶ範囲は、「罪」、「事件」、「被疑事実」、「犯罪事実」であり、ここでいう、「罪」、「事件」、「被疑事実」、「犯罪事実」は、各令状請求書および各令状に記載されて顕在化した事実そのものである。したがって、仮に実体法上一罪の関係に立つ余罪(潜在的事実)があったとしても、記載されていなければ令状審査の対象とはならず、令状の効力が及ぶこともない。事件単位の原則は、まさにこうした条文解釈によって導かれるものであるから、事件単位の原則にいう「事件」は、記載によって顕在化している令状審査の対象となった事実(理由)ということになる。再逮捕の禁止の根拠ないし参照される199条3項の「同一の犯罪事実」にいう「犯罪事実」の解釈も同様であり、事件単位の原則の「事件」と同義となるはずである。したがって、刑訴法199条3項の用語法としての「同一の犯罪事実」は、まったく同一の事実か、裁判官が令状審査にあたり、必然的にそれと併せて審査しているとみなされる範囲内の事実(いわゆる狭義の同一性の関係に立つ事実〔事実としての共通性が認められ、非両立の関係に立つ事実〕)までを意味するものということになる。こうした範囲内の事実(同一の理由)による新たな身体拘束を許すようでは、刑訴法が身体拘束に厳格な期間制限を設けた趣旨が没却されることになるため、重複か繰り返しかを問わず、新たな身体拘束は許されないはずである(再

逮捕・再勾留禁止の原則)。「同一の犯罪事実」を基礎とする新たな身体拘束を原則的に禁じるにあたり、重複逮捕・重複勾留の禁止と再逮捕・再勾留の禁止を区別する必要はないといえよう。「同一の犯罪事実」は、先の身体拘束において同時に処理すべき事実なのであり、新たな身体拘束は原則として許されないのである。

このほかにも、新たな身体拘束の可否に関する原則としては、逮捕・勾留1回性の原則(一罪一逮捕一勾留の原則および再逮捕・再勾留禁止の原則)や一罪一逮捕一勾留の原則(重複逮捕・重複勾留禁止の原則、分割禁止の原則など)が論じられている。ここでは、「同一の被疑事実を基礎とする身体拘束は1回しか許されない」との命題が掲げられ、とりわけ、一罪一逮捕一勾留の原則を論じるにあたり、「同一の被疑事実」とは実体法上一罪の関係に立つ事実をいうとする見解が通説とあってよい。しかし、前述したように、そもそも、刑訴法の規定にある「被疑事実」は、まさに令状請求ないし令状審査の対象として顕在化された事実のはずであり、それは罪数処理以前の事実そのものを内容とするものであるから、同じ法律内の同一文言を別意に解釈し直して、同一の「被疑事実」をまったく同一の被疑事実および狭義の同一性が認められる事実を超えて、実体法上一罪の関係に立つ事実と解し、それに対しても新たな身体拘束を禁じるとする原則を導くことはできないことになる⁷²⁾。これらの原則は、事件単位の原則および再逮捕・再勾留禁止の原則とは異なり、条文解釈からは直ちに導くことができない原則ということになる。

もっとも、そうであるとしても、逮捕・勾留に厳格な時間的制限が設けられているのは、捜査の必要性に対し、被疑者の負担を考慮してその利益を保護するためにあるといえることから、より広い範囲で後の逮捕・勾留を遮断することを政策として承認する余地はある。通説が承認する一罪一逮捕一勾留の原則は、実体法上一罪の関係に立つ被疑事実を直接の理由とする新たな身体拘束を認めないものという位置づけとなる。すなわち、本稿の整理では、

72) 小島・前掲注(4)5頁。

事件単位の原則と再逮捕・再勾留禁止の原則が身体拘束の理由を問題とするものであるのに対し、一罪一逮捕一勾留の原則は、別途、身体拘束の理由となる事件の単位を問題とするものということになる。したがって、令状記載の被疑事実と実体法上一罪の関係に立つ事実について、一罪一逮捕一勾留の原則に照らして、新たな身体拘束が認められない場合、当該事実は、当初の逮捕・勾留の理由には含まれていなかったのであるから、仮に例外として許容することを認めるとしても、再逮捕・再勾留禁止の原則の例外として問題とされる場面ではないことになる⁷³⁾。

一罪一逮捕一勾留の原則が、身体拘束の理由となる事件の単位として、実体法上一罪の関係に立つ事実と解する論拠については、前述したように、主として、(2) 刑事手続が刑罰法令(実体刑法)を適用実現する手段であるから、逮捕・勾留の理由とされる事件の単位も実体刑法上の一罪性に求められるとする見解と(3) 実体法上一罪関係に立つ犯罪事実は一般に相互に密接な関連性を有し、なすべき捜査に重なる部分が少なくないから、分割して順次に逮捕・勾留することを許せば実質的に身体拘束の蒸し返しとなり、期間制限を無意味にしかねない危険があるため、それを予め阻止すべき政策に求める見解が主張されている。もっとも、(2) の論拠に対しては、逮捕・勾留は、公訴や実体審判等の本案の手続とは異なり、刑罰法令を適用実現する直接の手段ではなく、逃亡ないし罪証隠滅防止のための処分であるから、その理由となる事件の単位を実体法上の一罪性に求める必然性はない。そこで、(3) 身体拘束の場面においても、捜査機関側による細切له的な身体拘束の試みを抑止するべく、刑罰権の単位と一致する実体法上一罪の関係に立つ事実については、政策的に捜査機関側に同時処理義務が課されていると見ることができるとする見解が主張されている。(2) と (3) の主眼は、いずれも実体法上一罪の関係に立つ事実については、一般的類型的に捜査の重なり合いが認められることを理由に、細切له的な事実を分割することによる身体

73) 河村・前掲注(55) 39頁、小島・前掲注(4) 11頁など参照。なお、再逮捕・再勾留の適否が問題となるとした裁判例として、仙台地決昭和49年5月16日判タ319号300頁。

拘束の期間制限を潜脱することを予め阻止することにあるといえることからすれば、両者の政策的論拠の相違を過度に強調する必要はないように思われる。

しかし、いずれにしても、期間制限の潜脱を問題とするのであれば、密接な関連性を有するがゆえに同時に捜査を行うことが妥当とされるのは実体法上一罪の係に立つ事実に限られないのであるから、一罪性の有無にかかわらず、実質的に捜査の重複となるような逮捕・勾留を禁止すれば足りるともいえる。身体拘束期間についての厳格な法定期間は、起訴・不起訴を判断するために、捜査機関が身体拘束をした上で捜査を行う必要性和被疑者の不利益との衡量の結果として設定されたものだとすれば、「同一の犯罪事実」以外の事実との係において、新たな身体拘束の可否を判断する際には、捜査の重複を防止し、被疑者に無用の負担をかけない要請が働くものと解される⁷⁴⁾。そのことに理由があるとすれば、実体法上一罪の係に立つか否かを問わず、新たな身体拘束の基礎とされた事実(理由)が、同時に処理すべき事実の範囲に含まれていたと評価できるか否かによって可否が判断されることになると思える⁷⁵⁾。この判断は、発生時期、人的観念、保護法益、犯行態様、両事実間の一体性、先行の身体拘束期間中の捜査経過、被身体拘束者の負担などを考慮して、両事実の実質的な重なり合いの程度と同時処理の可能性の有無によってなされることになると思える。実体法上一罪の係に立つ事実は、同時処理すべき事実の範囲に含まれると認められやすいとはいえようが、必ずしも認められるわけではなく⁷⁶⁾、併合罪係に立つ事実であっても、認められる場合がありうることになる⁷⁷⁾。前述した

74) 小林充「常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否」判タ272号(1972)53頁参照。

75) 佐藤・前掲注(41)86頁参照。

76) たとえば多数の事実が一度に発覚した場合や事実間で犯行日時や常習一罪のように場所に隔たりがあり、証拠の共通性も認められない場合などが想定される(佐藤・同上86頁)。このほか、池田・前掲注(4)95頁は、「単純一罪の場合でも結合犯である強盗罪について、物品の窃取については判明していたものの、強盗罪の手段としての、暴行又は脅迫の存否……ないしその程度……などについて不明であった場合なども考えられよう」とする。

77) 裁判例として、大阪地決・前掲注(5)、京都地決・前掲注(5)。

最高裁平成30年決定が、併合罪関係に立つ事実による新たな身体拘束の可否について、「原決定が、本件勾留の被疑事実である大麻の営利目的輸入と、本件勾留請求に先立つ勾留の被疑事実である規制薬物として取得した大麻の代替物の所持との実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できない」とした点は、これまで一罪一逮捕一勾留の原則の議論において用いられてきた「同時処理義務」そのものを論じたものではなく⁷⁸⁾、すなわち、併合罪関係に立つ事実についても、同原則の射程が及ぶとするものではなく、併合罪関係に立つ事実についても、同時に処理して一回的な身体拘束しか許されない場合があるところ、原決定は、補足意見が追加的に検討を求めた点も含め、同時処理の可能性を十分に検討していない点にあると見ることになる。

このように、同時に処理すべき身体拘束の理由の単位を実体法上一罪に求めず、また、必ずしも同時処理の可能性を論理的可能性があればよいとはしないこととすれば、一罪一逮捕一勾留の原則を承認する通説の考え方に比して、実体法上一罪の関係に立つ新たな身体拘束の可否の判断基準に明確性が失われるとの批判は甘受せざるを得ない。しかし、実体法上一罪説に立つ見解も、事実上不能説による場合はもちろん、論理的に同時処理の可能性があれば新たな身体拘束を認めないとしつつも個別的考慮による例外を許容する見解が有力である。また、刑訴規則142条1項8号が「同一の犯罪事実」だけでなく、広く一般に、「現に捜査中である他の犯罪事実」についても、前に逮捕状の請求・発付があった場合には、その旨の記載を要求していることは、罪数論にかかわらず、捜査の重複を防止し、被疑者に無用の負担をかけた要請によるものと解される⁷⁹⁾。そして、こうした要請がある以上、捜査機関は、勾留が身体拘束の不当な蒸し返しであるとの主張がなされる可能性を踏まえて、その主張が失当であることを送致記録等において明らかにして

78) そもそも「同時処理義務」は、法定用語ではない。

79) 法曹会編『刑事訴訟規則逐条説明—第2編 第1章・第2章—』（法曹会、1999）12頁。

おくことが求められることになるのであるから、上記要請がなお注意則として新たな身体拘束を規律するものとして機能しうるように思われる⁸⁰⁾。

新たな身体拘束の可否をめぐる議論に少なからず混乱をもたらしている主たる要因に、一罪一逮捕一勾留の原則の議論があるのであれば、基準の明確性を含む政策に相応の理由が認められるとしても、同原則を承認すること自体を再考してみてもよいように思われる。

80) 大澤・前掲注(4)「(4)」136頁は、「実体法上一罪説と単位事実説との……原則と例外の総体を通じた逮捕・勾留の許容限度の隔たりは、両説から受ける印象ほどには大きなものではないのかもしれない」とした上で、「逮捕・勾留の蒸し返し防止の確実性、そのための基準の明確性の点では、実体法上一罪説が優ることも疑いない」とする。他方で、一罪一逮捕一勾留の原則を承認しないことに対しては、竹崎博充「常習一罪の一部についての」平野龍一＝松尾浩也編『実例法学全集・統刑事訴訟法』（青林書院新社、1980）20頁は、「現在の実務においては、一罪一勾留の原則の適用を受けない事実については、……厳格な同時処理義務を認めているとはいい難く、むしろ原則としては別個の逮捕・勾留をなしうると解していると思われる」との指摘がある。同様に指摘する見解として、小林充「勾留の効力と犯罪事実」判例タイムズ341号（1977）87頁。